

私大連フォーラム2019
高等教育政策と公財政支援

参考資料集

2019.5.28



日本私立大学連盟

イノベーション人材の育成

私大連『未来を先導する私立大学の将来像(平成30年4月)』から

【大学が育成すべき能力】

1. 人間としてのあり方を常に問う主体的で洞察力に富んだ思考力
2. AIによる代替が不可能な分野で新たな職能を深めることのできる柔軟な能力
3. 歴史と現在、変わるものと変わらぬものを知った上で、今日と未来の変化を理解する能力
4. 地域（世界における日本、日本における各地域）を熟知し、日本及び地域が持っている資源を活用し、その独自性を表現する能力



私立大学は

- ・ それぞれの建学の精神による多様な教育研究、日本や地域の特色や資源を活用した独自性のある教育研究を推進しなくてはならない。
- ・ 多様で個性的な取り組みによって大学改革を推進し、多様性と特色を活かしたカリキュラムを編成することによって、その独自性を先鋭化させていく必要がある。



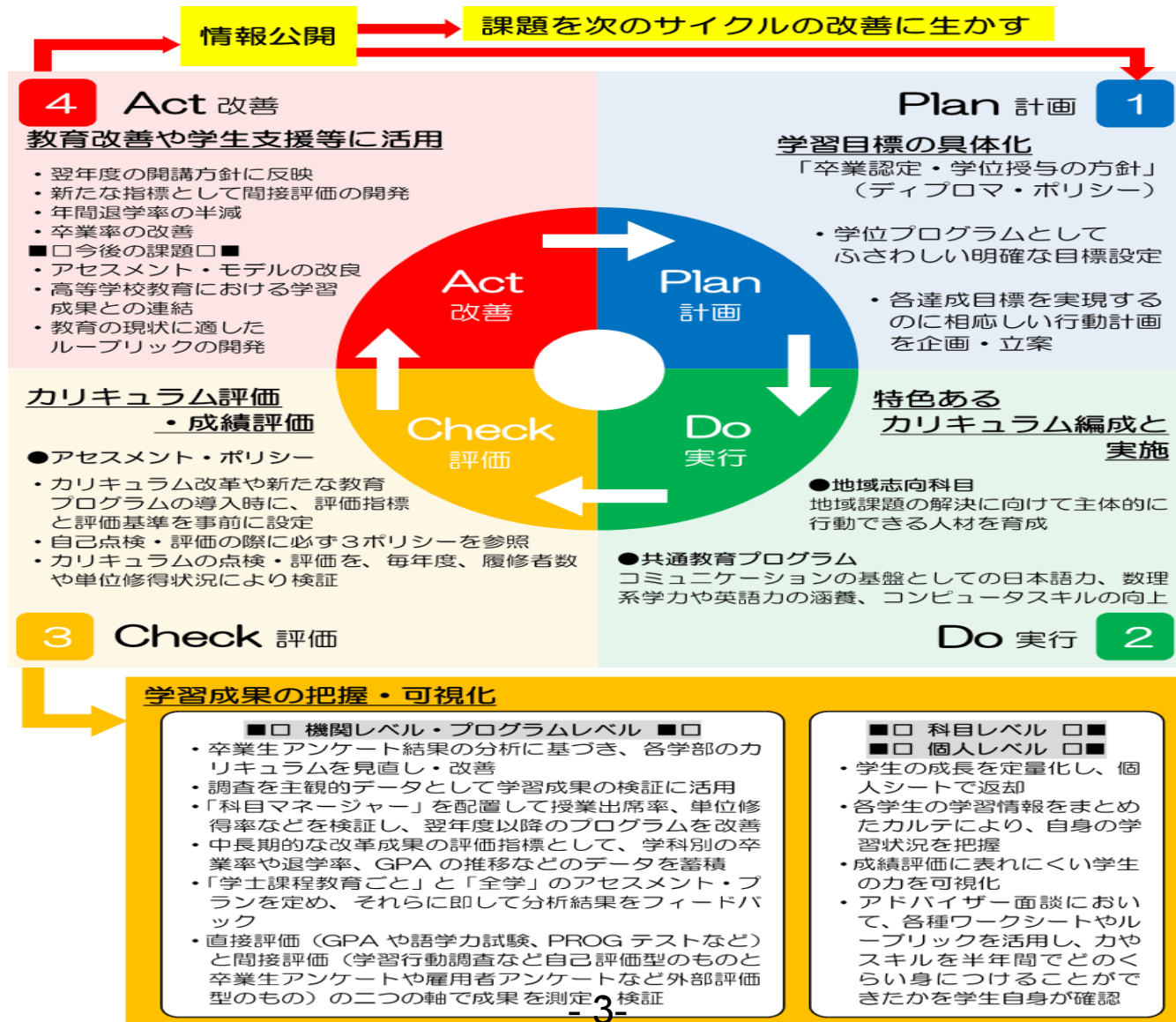
国は

- ・ 教育の画一化を招きかねないような類型的な枠組み等の施策を導入するのではなく、それぞれの大学の独自性を活かす方向でサポートすべきである。

学修成果の把握・可視化

私大連教育研究委員会

『私立大学における教育の質向上に関する取り組み～学習成果の可視化による大学教育の質保証～
(平成31年3月)』から



定員管理の厳格化と大学教育の質保証

私大連「定員管理に関する意見－多様で柔軟な教育プログラムを推進する合理的な定員管理－(平成31年3月)」

先ごろ、中央教育審議会大学分科会将来構想部会において『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』が答申され、多様で柔軟な教育プログラムを推奨するため、文理横断や学修の幅を広げる教育について「『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置を可能とする」等の提案が示されました。

新しい時代に適合した教育システムや教育内容の創設が求められている現在、時代に合った学部等の再編を可能とする抜本的な大学設置基準の見直しが必要です。また、それに伴い定員管理の方法についても、より合理的な施策を講じることが求められます。

私立大学については、平成28年度以降、教育研究にふさわしい環境の確保及び地方創生の観点により、定員管理の厳格化が進められていますが、この目的が達成できているかという検証とともに、入学定員の厳格化を進めるための規制強化それ自体が、“入りにくいが卒業しやすい”というわが国の大学の欠点を維持・拡大させるのではないかなど、本質的な議論がなされるべきであると考えます。

また、平成31年度以降の私学助成における入学定員充足率の不交付基準が平成30年度と同様とされたものの、入学定員を厳密に管理するために数次にわたり合格者決定が行われ、合格者の最終決定に至る期間が長期化することによって、入学希望者に経済的かつ心理的な負担を与えている実態を見過ごすことはできません。

私立大学は、教育研究にふさわしい環境の確保のための在学学生数の適正な管理に努めることの必要性を認識し、その実現に努めています。多様で柔軟な教育プログラムを可能とし、更なる教育研究の大胆な改革・改編等を推進するため、以下の通り、喫緊の課題として定員管理に関する規制の見直しを求めます。

記

- 大学等の設置等に係る認可事業や大学教育再生戦略推進費をはじめとするいわゆる競争的資金と呼ばれる補助金事業において、「学部ごとの入学定員超過率」が申請要件の一つとなっている。この要件は、事業の趣旨とは関係のない基準の導入であり、とりわけ私立大学に大きく影響を及ぼす要件である。公正な国公立大学間の競争環境整備を支援するものとは言えないため、撤廃すべきである。
- 様々な高等教育政策において「入学定員超過率」に着目した定員管理の施策が示されている。その一方でこの考えは、出口管理の観点から離れ、入学したすべての学生が4年間で順調に卒業するという前提で設定されたものとも言え、教育の質保証において合理性に欠ける。また、このような設定は、学生が自己都合等により退学した際の収入減を補う手立てを持ち得ない私立大学の経営に与える影響が極めて大きい。「入学定員」から「収容定員」に着目した基準への転換など、新しい発想による改善が図られるべきである。
- 2020年に導入される大学入学共通テストをはじめ各大学は入試改革に乗り出しており、今後より一層、学部ごとの志願率、受験率、合格率や歩留まり率の予測は困難になってくる。また、学問の多様化が進展し文理横断が進む中においては、定員管理を「学部単位の入学定員」ではなく「大学単位の収容定員」で行うこと、または単年度ではなく複数年度の平均値で管理することが現実的であり、現実の必要性に応じた柔軟性を持たせるべきである。

私大連各種報告書から

【対外的政策提言】		
1. 規制改革、公財政支出にかかるイコール・フットィング		
高等教育分野における規制改革のあり方及び国立大学の「独立行政法人化」化に対する私立大学の対応方策	2002年 3月	規制改革、情報公開、国立大学の独立行政法人化、公財政支出、セーフティネット
高等教育機関改革の必要性とイコール・フットィング（競争条件の整備・競争機会の均等）形成—真の公正・有効な市場原理導入のために—	2004年 3月	高等教育機関（国立大学、株式会社立大学）との競争環境の整備と競争条件の均等化、経営自立化のための規制改革（学部・学科の設置等の自由化、大学設置基準関係の規制緩和、各種経費規制の改革）、寄付税制、学校債、私学助成、ガバナンス強化、財務体質の改善、学生サービスの徹底、危機管理体制の充実
私立大学改革の一層の推進	2005年 3月	規制改革（準則主義に基づく届出化、包括的数量・金額規制の緩和、自己所有原則の緩和）、税財政改革（学校債、寄付税制、TLO税制、国私間格差是正）、国私間の適切な競争環境の整備、学納金のあり方、学生の身分・学籍管理等に関するセーフティ・ネット、競争・評価制度の導入と「教授会自治」改革
「官から民への転換」を目指す高等教育改革—私立大学の一層の活性化のために—	2006年 3月	学校法人の積極的な位置づけ（官から民への徹底）、規制改革、税財政改革、ファンディング・システムの構築、大学間協力・連携
私立大学の持続的発展のために	2007年 3月	公財政支出にかかる教育への低位性・高等教育への歪み、規制改革、学校法人の一部分離・譲渡と私立学校法の改正、税財政改革、アカウントビリティとその評価制度、官と民の役割、公正・有効な競争環境の整備
わが国の大学教育水準の飛躍的向上のために—公財政構造の改革	2008年 3月	公財政支出の問題点とそのあり方、イコール・フットィング（フロー面、ストック面、奨学金政策等）、税制改革（寄付、教育費所得控除）、規制改革、教育の質保障
2. 学校法人会計基準		
新たな学校法人会計基準の確立に向けて【I】学校法人会計基準への提言	2002年 3月	基本金の再検討、「キャッシュ・フロー計算書」の導入、附属明細表の拡充、
新たな学校法人会計基準の確立を目指して—外部報告の充実のために—	2007年 6月	学校法人会計基準見直しの必要性、見直し提案（消費収支計算書から正味財産増減計算書へ、資金収支計算書からキャッシュ・フロー計算書へ）、公益法人会計基準・国立大学法人会計基準との比較
【会員法人向け提言】		
1. 経営リスクマネジメント、経営・財務モデル、ガバナンス、内部統制		
学校法人の経営困難回避策とクライシスマネジメント	2002年 3月	危機回避のための予防策（理事選任、ガバナンスとアカウントビリティと監事、内部監査機構、外部資金導入、固定費を変動費へ、単位互換と連合、経営困難へのプロセス、経営状況チェックのための判定指標、設置者変更・合併、合併マニュアル、学生の身分・学籍にかかるセーフティネット、破綻学校法人の法的処理策
自律性の確立と自己改革—『学校法人の経営困難回避策とクライシスマネジメント』各論—	2003年 3月	卒業生・在学生の「学籍・成績」にかかるデータ管理、破綻大学からの学生受け入れマニュアル、ガバナンス、内部監査システム、アドバイザリーボード、外部資金導入とその運用、アウトソーシング
学校法人の合併と経営破綻した大学の学生への支援策	2003年 3月	学校法人の合併と譲渡、組織的支援（大学間連携）、財政的（補助金の特例措置）、教育的支援（編入学・転学の入学試験の実施
経営分析分科会「審議のまとめ」	2005年 3月	学校法人の経営困難へのプロセス、経営困難の財務的アプローチ（活動区分別資金収支計算書に基づく分析）、財務分析上のチェックポイント（納付金収入、人件費、教育研究経費等）、経営困難のチェックポイント、環境変化に対応する財政モデル、経営困難の基準、財政悪化のフローチャート、経営改善へ向けたチェックポイント（人件費、経費削減、学納金（学生数）の確保、手数料（志願者数）の確保、施設設備関係支出等）
私立大学の戦略的経営・財政システム改革—多様な経営・財務モデルの構築に向けて—	2007年 11月	持続可能な経営・財務モデル策定に向けた基本的な考え方（USR、民間企業損益との対比、学校法人会計基準の合理的意味）、持続可能な経営・財務モデルの基本構成と戦略的目標基準、持続可能収支モデルにおける戦略的目標基準の設定（収入政策、支出政策、経営・財政基盤強化の戦略課題）、財務構造（B/S）モデルの戦略的目標基準
経営の自己責任とリスクマネジメント—経営破綻を避けるために—	2007年 11月	理事会の役割と責任（経営戦略思考、リスクマネジメント及び内部統制）、経営破綻へのプロセス（経営破綻に至るプロセスのフローチャート、キャッシュ・フローに見る初期段階の経営困難のプロセス、経営困難（財務内容の悪化）の基準、財政悪化のフローチャート、経営破綻への対応（在学生の就学機会の確保、情報開示、アカウントビリティ、コンプライアンス）、経営破綻の回避・経営再生支援・破綻処理を円滑に進めるための法的整備、法人合併の法的規制緩和と手続きの簡素化、設置単位の譲渡と法人分離、学校法人の合併・設置単位の譲渡及び法人の分離の明示

学校法人における内部統制の整備・充実	2009年 3月	理事会と理事長等の職務執行責任、学校法人における内部統制の整備充実（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（情報技術）への対応）、ガバナンスやリスクマネジメントと内部統制の関係性、内部統制の事例
学校法人経営の充実・強化に向けて	2010年 3月	私立大学における志願者及び入学者の動向、私大連加盟大学における入学定員充足に係る現状、訪問大学ヒアリング（インタビュー）の概要—問題の抽出と課題の設定、課題への取組内容
学校法人における戦略的な寄付募集事業推進のために	2013年 3月	寄付金募集にかかる加盟大学の現状（経常的な寄付募集事業、推進部署の設置、事業報告書等への記載、大学情報の公表、卒業生からの寄付、事業の達成度、新たな取り組みとその効果、好事例、今後の課題）、寄付金募集事業推進に向けての今後の課題、提言の論点整理（寄付金収入の実態、増えてこなかった理由、問題の所在、環境変化、理事会の認識、幸福度、寄付者の共感、具体的なアドバイス）
直面する経営課題と大学法人経営の充実・強化—建学の理念、規模、地域等による違いを踏まえた取り組みのために—	2014年 3月	大学法人経営の充実・強化（教学支援～建学の理念の実現と社会の私立大学に対する期待、競争的環境への早急な対応、財務基盤の強化、経営破綻の回避）、大学法人経営のあり方（仕組み）（組織力（ガバナンスの整備、理事会の役割、業務組織の役割、経営組織と教学組織の関係、組織を担うヒトの重要性）、経営力〔中長期計画策定に基づいた経営資源の適切な配分と管理、職務執行の質保証〕、コミュニケーション〔社会との双方向性を持った情報開示、社会との対話力〕）、国の高等教育政策、ガバナンス、直面する経営課題（リスクの識別・分類、要因とその影響、経営資源の観点に立った経営課題への取り組みのケーススタディ）※大学法人が現在直面している経営課題の包括的な洗い出し、規模、地域等の異なる架空の大学における課題と、課題に取り組む際の優先順位を付したケーススタディの提示
「経営資源の観点に立った経営課題の設定とその取組状況にかかるアンケート」集計結果	2015年 3月	※前年度に提示した経営課題に対する会員法人の取り組みの現状、規模、地域等のグループごとの「対応度」や「対応必要認識度」のおおまかな傾向の提示
多様性あふれる私立大学の多様な経営課題と多様な取組方策集	2016年 3月	※2013年度のケーススタディと2014年度のアンケート集計結果等の融合に基づいた「他大学においても参考となり得る事例集」のとおりまとめ
私立大学経営における将来計画の現状と分析～学校法人の将来計画（中期・長期計画）にかかるアンケートより～	2017年 12月	将来計画の概要（将来計画の策定状況、将来計画の設定期間等、将来計画策定時に重視した要因）、中期計画のPDCAサイクル（多様な視点を取り入れる工夫、中期計画策定の効果、中期計画の達成状況の評価及び組織、評価結果の反映状況）、中期計画の社会への公表状況
2. 財政情報開示、アカウントビリティ		
新たな学校法人会計基準の確立に向けて【II】学校法人財政情報開示への提言	2002年 3月	開示基準、学校法人財政情報開示基準
私立大学における情報の開示	2004年 5月	情報開示の意義・必要性・目的・制度の枠組み、情報開示項目
私立大学のアカウントビリティ	2007年 6月	財政情報開示の意義・あり方、取り組むべき諸課題と新しいガイドライン、事業計画・実績の報告・事業報告書、事業計画・事業報告書の作成例
私立大学としてのアカウントビリティの基本方針	2009年 3月	アカウントビリティ（ガバナンス、教育研究体制、社会貢献、経営）のあり方とそのガイドライン
事業報告書の意義とWebの活用に関する提言	2013年 4月	大学情報の公表にかかる審議会の動向と法令の改正、事業報告書の位置づけの変化、事業報告書に関する記載事項の整理、事業報告書にかかる会員法人アンケート、情報公開における中核的手段としての事業報告書、情報公開における有効な情報提供手段としてのWeb

情報公開

財源の多様化

少子化・高齢化が進展する我が国の状況

● **少子化・高齢化の進展**及びそれに伴う**経済成長の鈍化**等により、社会保障制度の存続が困難となり、結果、格差が更に拡大するなど、「成長し続け、安全で安心して暮らせる社会」「一人一人の豊かな人生」のいずれも実現しないおそれがある。

成長（生産） = 一人一人の生産性 × 労働力人口

（我が国の一人当たりGDP）
世界第2位→第22位
（1993） （2016）

（我が国の労働生産性）
G7の中で最下位
（2015）

（生産年齢人口予測）
約8千万人→約4千万人
（2016） （2060）
（我が国の労働力率）
59.3%（米国62.5%）
（2013）

<現在>

人口構造（2013）

	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	1億2,730万人	1,639万人	7,901万人	3,190万人
割合	-	12.9%	62.1%	25.1%

全世界GDPに占める各国GDP（2011）

日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他
6.7%	22.7%	17.1%	18.2%	17.0%	6.6%	11.7%

<予測される2060年の姿>

人口構造（2060）

	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	8,674万人	791万人	4,418万人	3,464万人
割合	-	9.1%	50.9%	39.9%

全世界GDPに占める各国GDP（2060）

日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他
3.2%	16.3%	8.8%	14.0%	27.8%	18.2%	11.7%

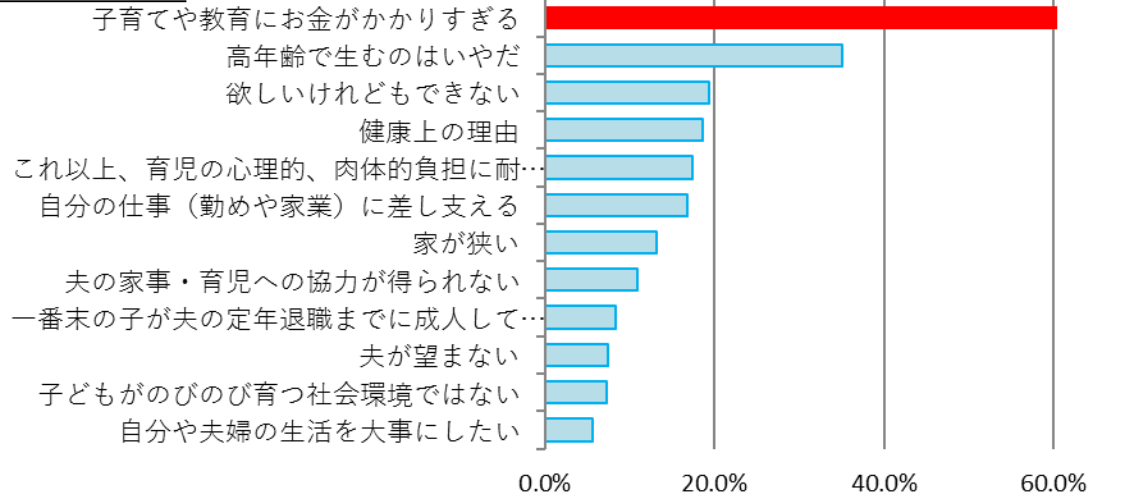
出典：人口構造（2013） 総務省統計局統計調査部「人口推計」（2014）、人口構造（2060） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（2012）
全世界GDPに占める各国GDP OECD「Looking to 2060」（2012）

教育費負担と少子化

- 一夫婦数当たりの理想子供数は2.42人であるのに対し、最終的な平均出生数は1.96人とどまっております(※)、最大の理由は、子育てや教育にお金がかかりすぎることが理由としてあげられている。

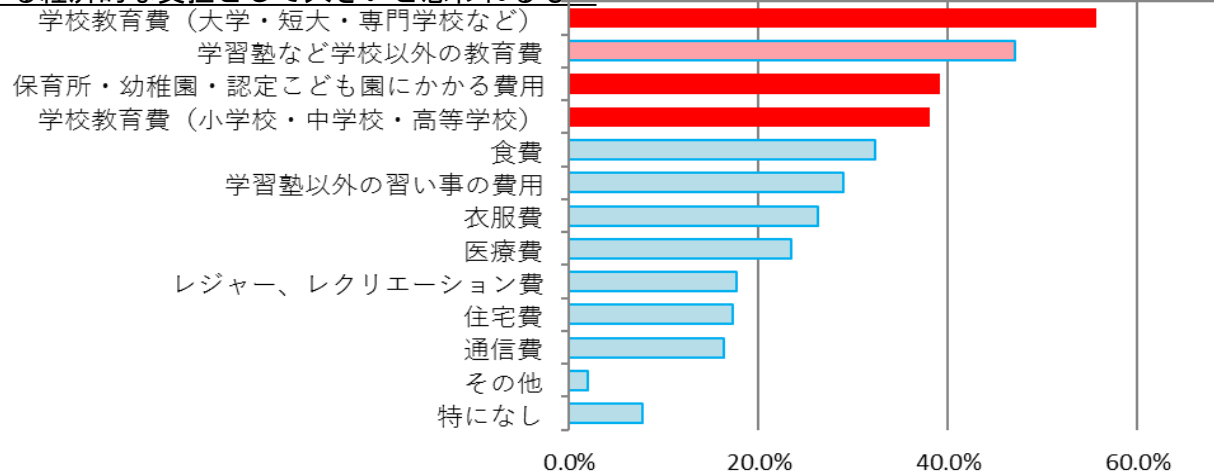
(※) 出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」(2010)

◆理想の子供数を持たない理由



出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」(2010)

◆子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの

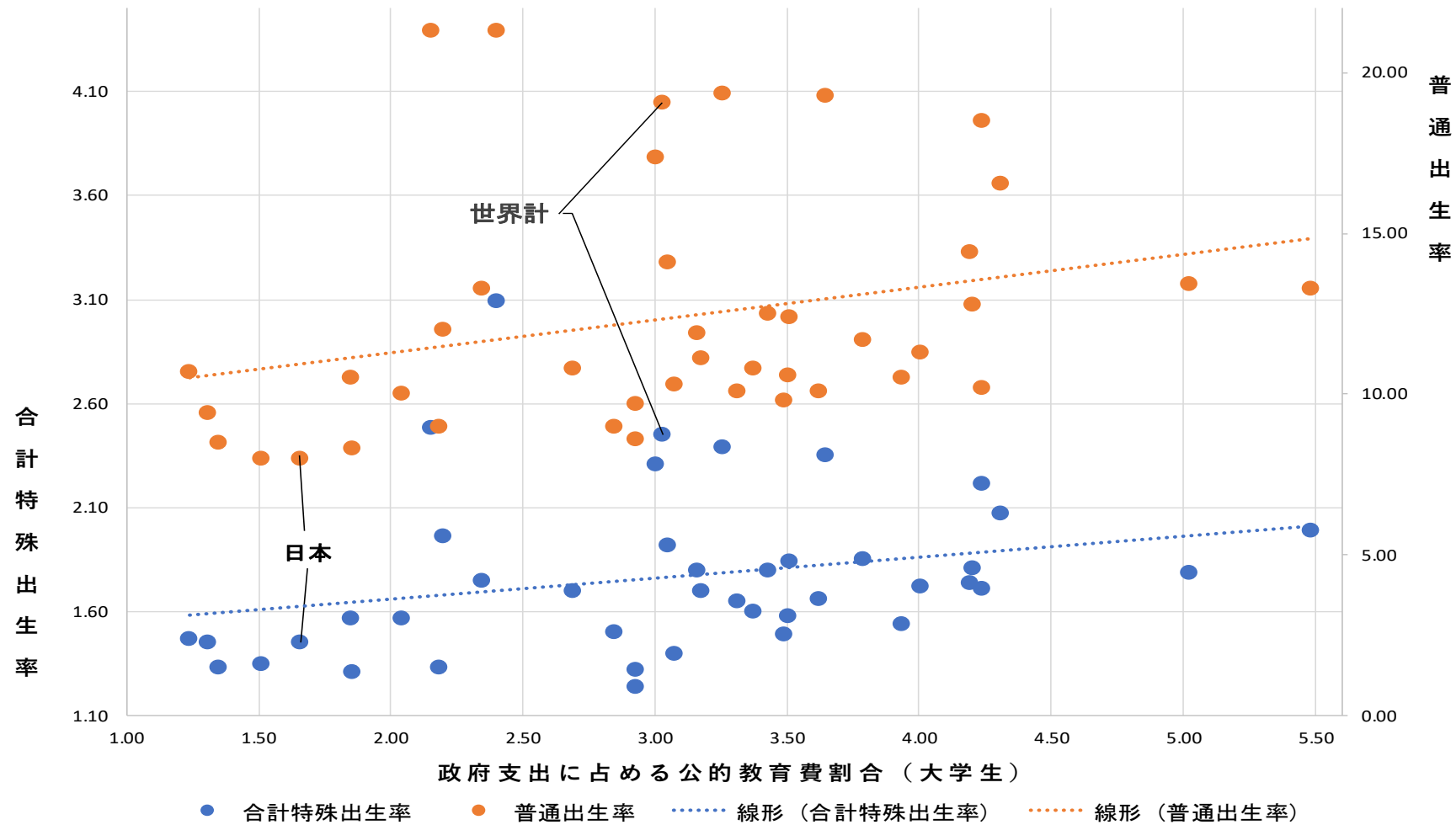


出典：内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査報告書」(2013)

● 「政府総支出に対する大学生の公的教育費の割合」と「合計特殊出生率」「普通出生率」の間には一定の相関関係がある。

● 日本の高等教育に対する公財政支出の低位性は少子化に影響を与えている。

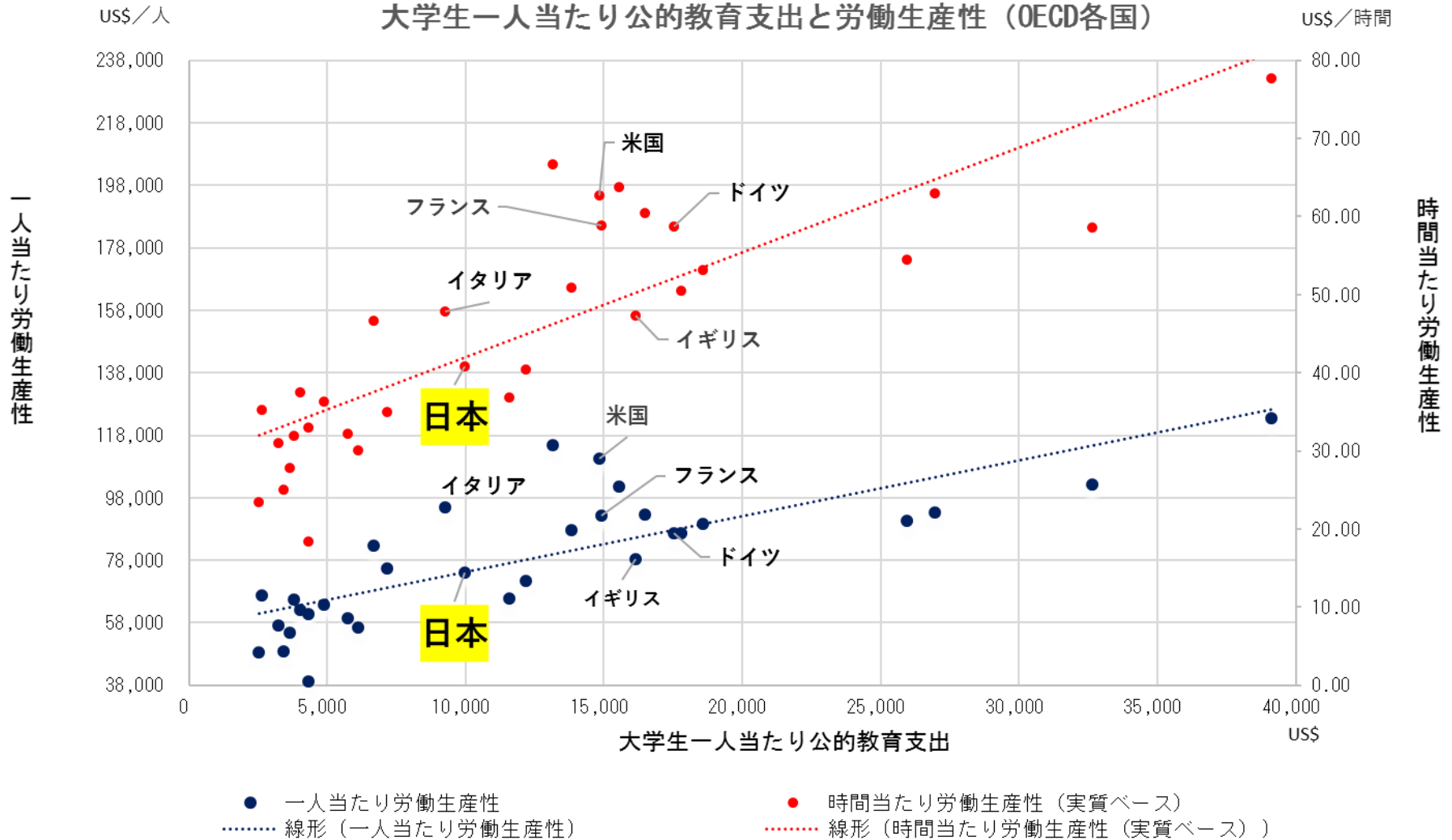
G20 + OECDにおける出生率と政府支出に占める公的教育費の割合（大学生）



合計特殊出生率：女性1人が一生で出産する子供の平均数（2015年，世界銀行）
 普通出生率：人口1000人当たり（年央推計値）の年間出生数（2015年，世界銀行）
 政府支出に占める公的教育費割合（大学生）：政府総支出に対する大学生（Tertiary Education）の公的教育費の割合（2015年，OECD）

- 大学生一人当たりの公的教育支出が高ければ労働生産性が高いという正の相関関係がある。
- 日本は、大学生一人当たり公的教育支出は、G7（データの無いカナダを除く）において最低水準であり、労働生産性向上のためには公的教育支出の拡充が必要である。

大学生一人当たり公的教育支出と労働生産性（OECD各国）



出典 大学生一人当たり公的教育支出（為替レートベース）：UNESCO（2014年）
 時間当たり労働生産性（実質ベース）：OECD（2014年）
 一人当たり労働生産性：ILO（2014年）

私立大学の社会的便益 ～私立大学の経済的・社会的効果～

- **私立大学は政府による財政負担(費用)の10.1倍の便益を政府にもたらしている**との試算がある(国立大学は1.9倍)。
- さらに、家計による負担(費用)と、政府による負担(費用)と、それにより得られる受益(便益)の関係性を収益率法により試算した結果によると、私立大学は、**財政的収益率(9.6%) > 社会的収益率(6.7%) > 私的収益率(6.4%)**となり、**個人に帰属する便益よりも 政府に帰属する便益のほうが大きい**。国立大学は、**私的収益率(7.4%) > 社会的収益率(6.0%) > 財政的収益率(2.3%)**である。

【国私別の費用(4年間)と便益(男子/65歳まで:割引率ゼロ)】

	国立大学			私立大学		
	家計	政府	計	家計	政府	計
直接費用 ※1	216	600	816	480	60	540
機会費用 ※2	977	65	1,042	977	65	1,042
便益	7,122	1,258	8,380	7,122	1,258	8,380
(参考)	6.0倍	1.9倍		4.9倍	10.1倍	

※1 直接費用：学生一人当たりの国庫補助投入額
※ (参考)は、便益/費用の単純な倍率

※2 機会費用：高卒者の4年間の所得から推計した税収入

【3つの内部収益率】

(単位：%)

	国立大学	私立大学
私的収益率	7.0	6.4
財政的収益率	2.3	9.6
社会的収益率	6.0	6.7

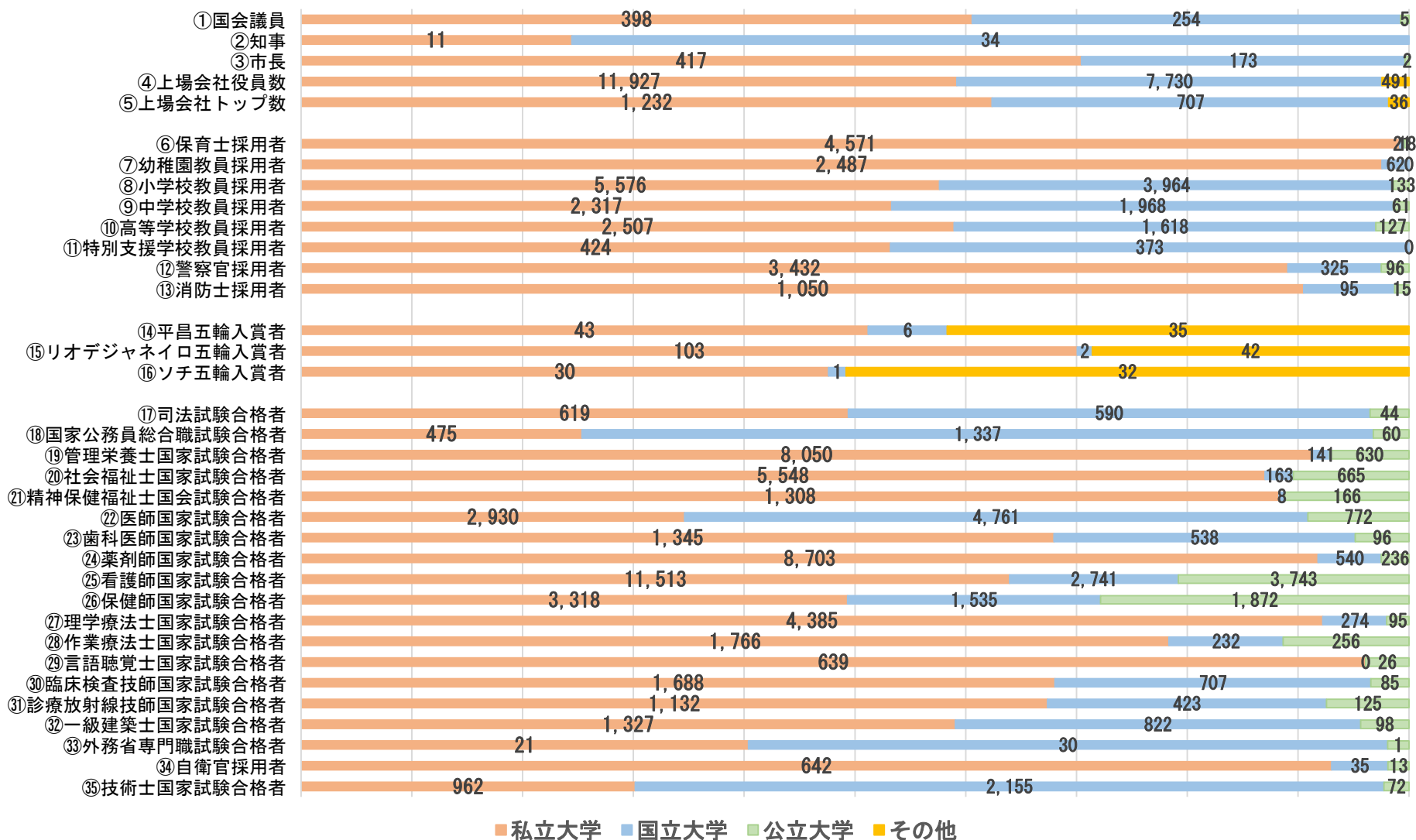
私的収益率：家計の費用負担額と税引き後の生涯便益の関係

財政的収益率：政府の費用負担額と税収入額の増加による生涯税便益の関係

社会的収益率：家計と政府の費用総計額と税引き前の生涯便益の関係

私立大学の社会的便益

～国家試験等合格者、オリンピック入賞者等の国公私比較～

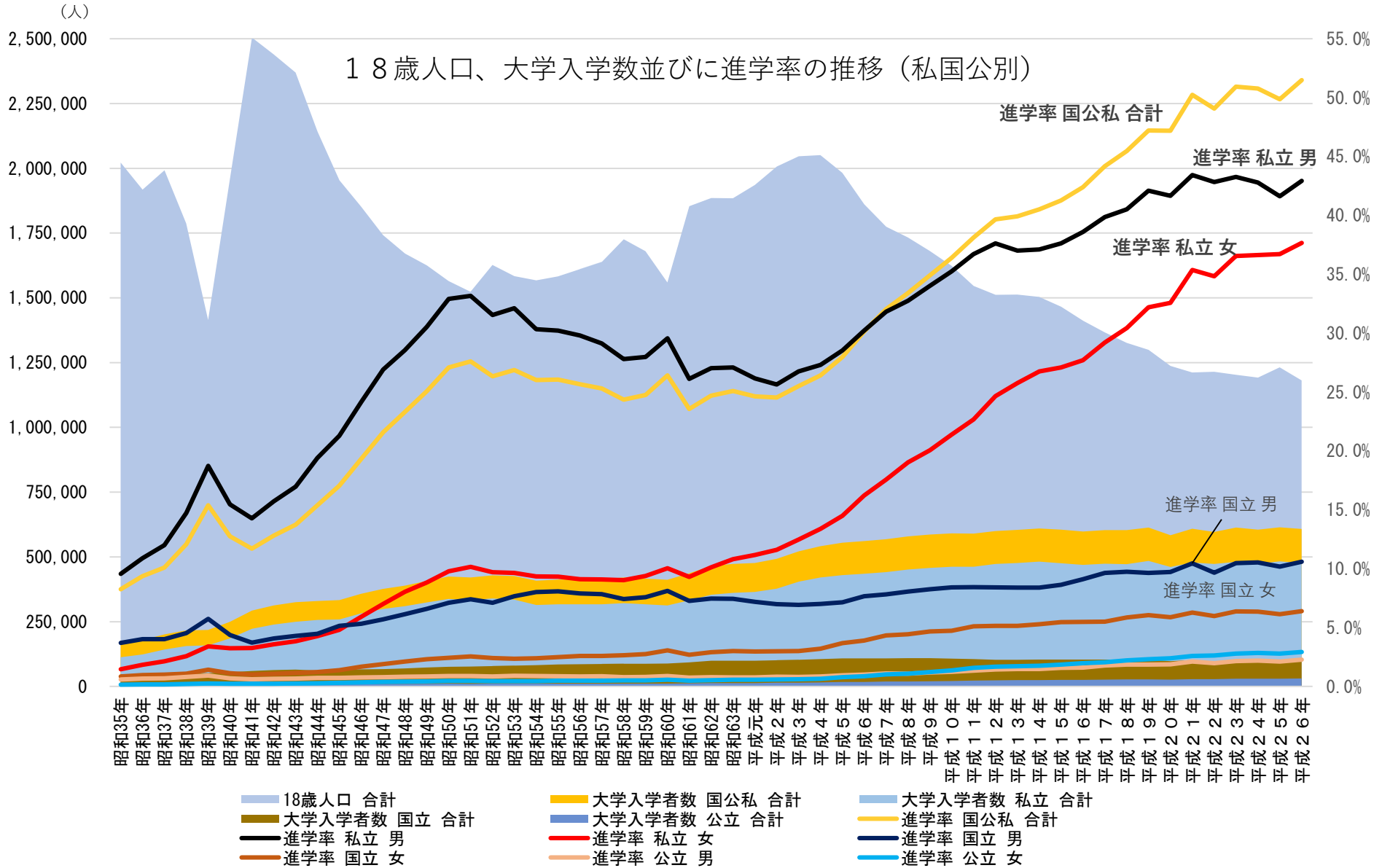


出典 ①～③：「2019 大学ランキング」〔朝日新聞出版〕 ④～⑤：「役員四季報（2018年版）」〔東洋経済〕
 ⑭～⑯：（公財）日本オリンピック委員会Webサイトにに基づき作成 ⑥～⑬、⑰～⑳：「大学ランキング」（2015～2017）〔朝日新聞出版〕

● 国家試験等の合格者、オリンピック等においても、**私立大学はわが国の社会に大きく貢献している。**

大学進学率の趨勢

● 私立大学は、わが国の高等教育進学に貢献し、とりわけ女子の大学進学を支えてきた。

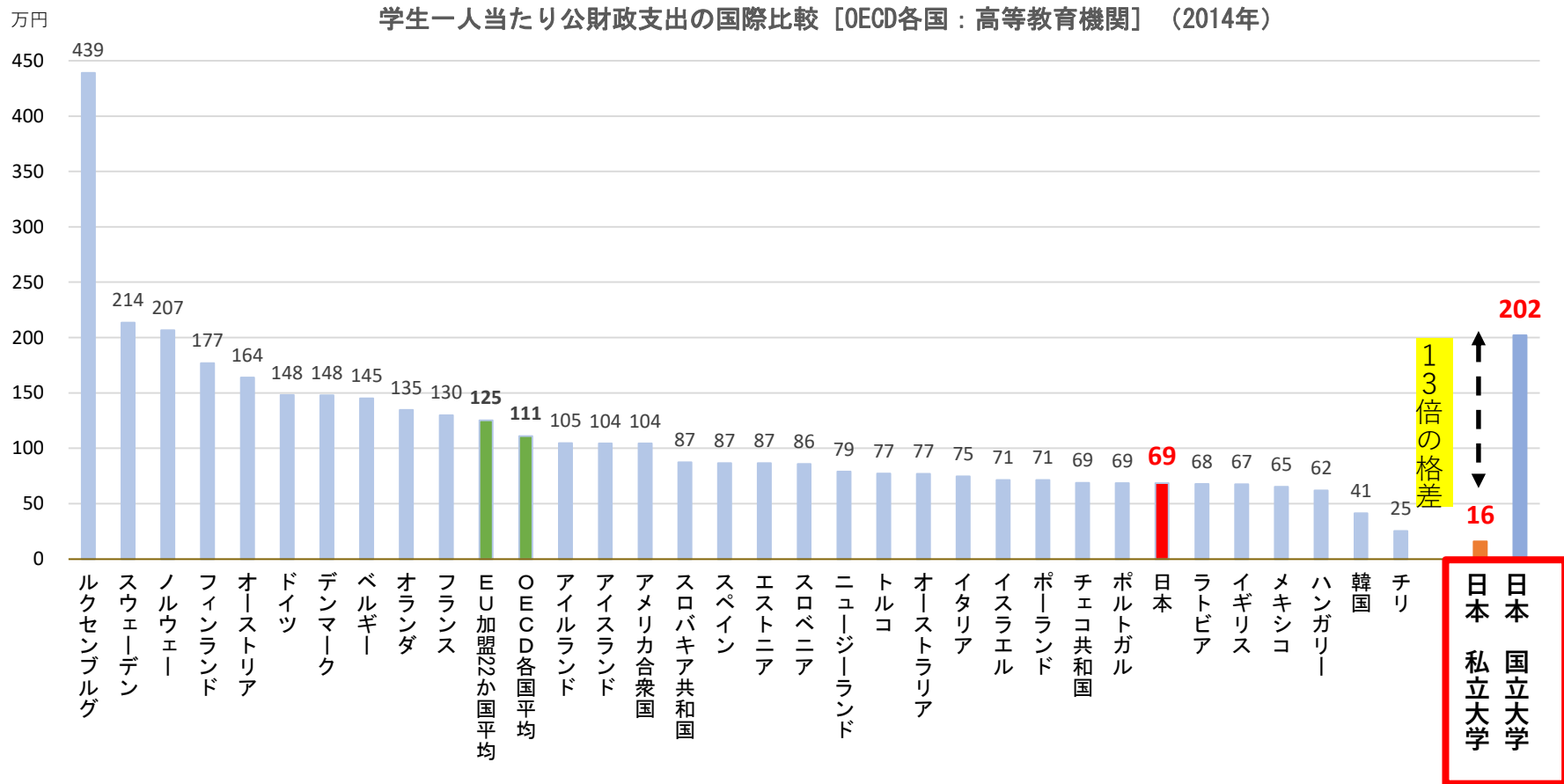


(出典) “18歳人口”は「高等教育統計データ集[第三版] (広島大学高等教育研究開発センター)」の「進学該当年齢人口(全国、男女別)」、「大学入学者数」は学校基本調査に基づき作成。

高等教育費負担に係る国際比較

～高等教育機関に係る学生一人当たりの公財政支出～

- 学生数の約8割を占める**私立大学の学生一人当たりの公財政支出は、わずか16万円で最下位**である。
- 国立大学の学生一人当たりの公財政支出は202万円で、世界最高水準を維持。
- **国私間格差は約13倍**となる。



出典：OECD「図表でみる教育」OECDインディケータ（2017年版）より作成（2014年データ）

※OECDは、日本の公的・私的機関別の学生一人当たり公財政支出は公表していない。そのため、国立大学については、各法人の『財務諸表付属明細書』（平成27年度）における「運営費交付金債務」「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細（施設費の明細・補助金等の明細）」を合計し作成、私立大学については、『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（平成28年度）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計から「地方公共団体補助金」を除いて作成。

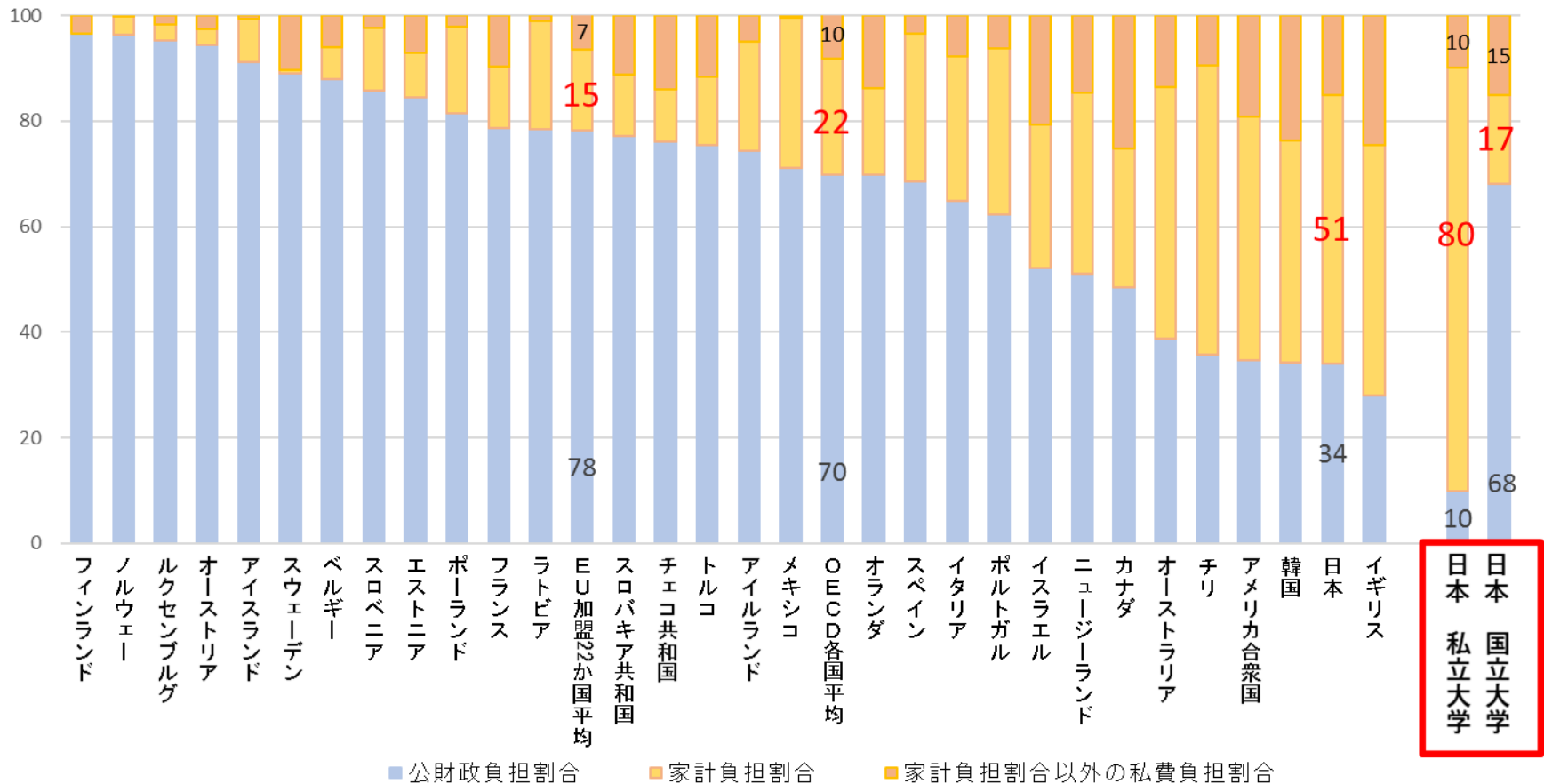
※OECDのデータは各国通貨による算定結果を購買力平価（PPP）で米ドル換算したものであり、その額に日本のPPPレート（102.47円）を掛けて円に換算した。

高等教育費負担に係る国際比較

～高等教育段階に係る教育支出の公私負担割合～

- OECDにおける日本の評価は、**家計負担に依存する学生支援体制が未整備な国**である。
- とりわけ**私立大学は、国の支援が1割と薄く家計負担割合が8割を占めている。**

教育支出の公私負担割合【高等教育段階】（2014年）

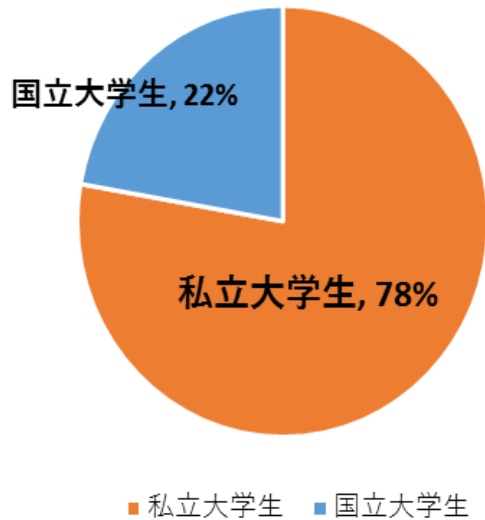


出典：OECD「図表でみる教育」OECDインディケータ（2017年版）より作成（2014年データ）
 私立大学のデータについては日本私立学校振興・共済事業団、国立大学のデータについては文部科学省による2014年に係る公表資料に基づき作成。

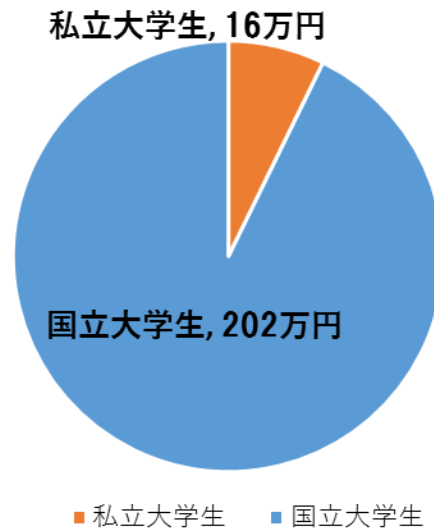
国私間格差の現状～公財政支出、教育費負担

- 研究経費を度外視しても、**国立大学生は、53万円を納付して255万円相当の教育を受けている。**
- **私立大学生は、122万円の学納金に対して138万円相当の教育しか受けていない。**更に、私立大学生の家庭は国立大生に対する公財政支出の一部を負担しており、**納税者間に著しい不平等が存在している。**

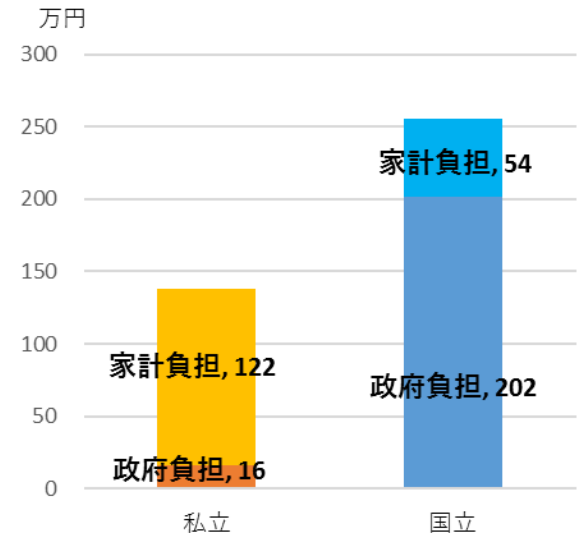
私立大学と国立大学の学生数比率 学生一人当たり政府負担（公財政支出）



学生一人当たり政府負担（公財政支出）



学生一人当たり家計と政府の負担額



出典：“学生数”は、学校基本調査による。

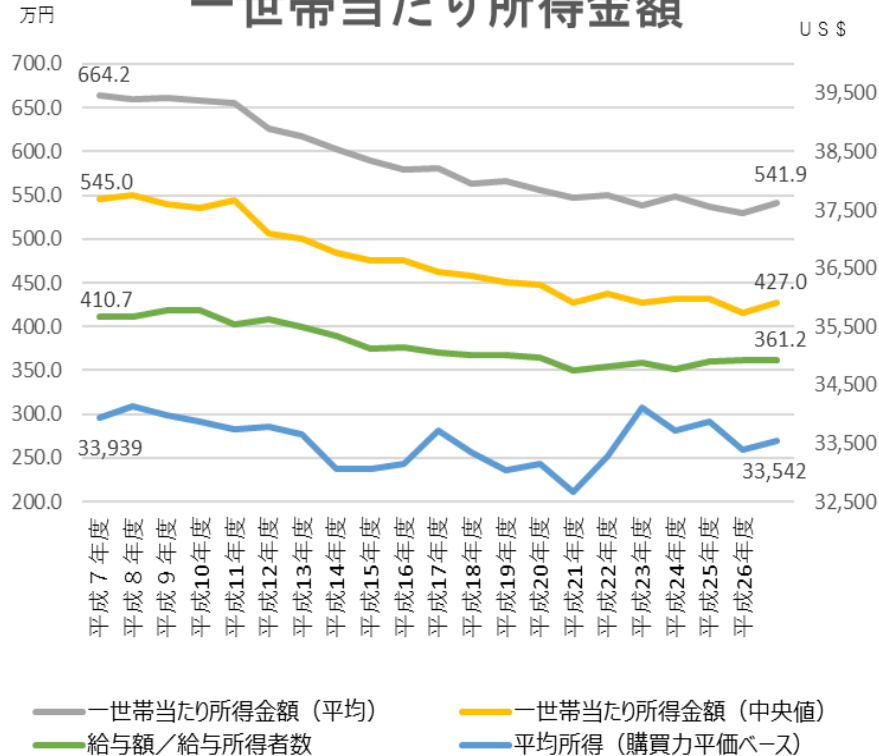
“政府負担”は、私立大学については、『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（平成28年度）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計から「地方公共団体補助金」を除いて作成。国立大学については、各法人の『財務諸表付属明細書』（平成27年度）における「運営費交付金債務」「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細（施設費の明細・補助金等の明細）」を合計し作成。

“家計負担”は、私立大学については、日本私立大学団体連合会調査による。国立大学については、標準授業料額。

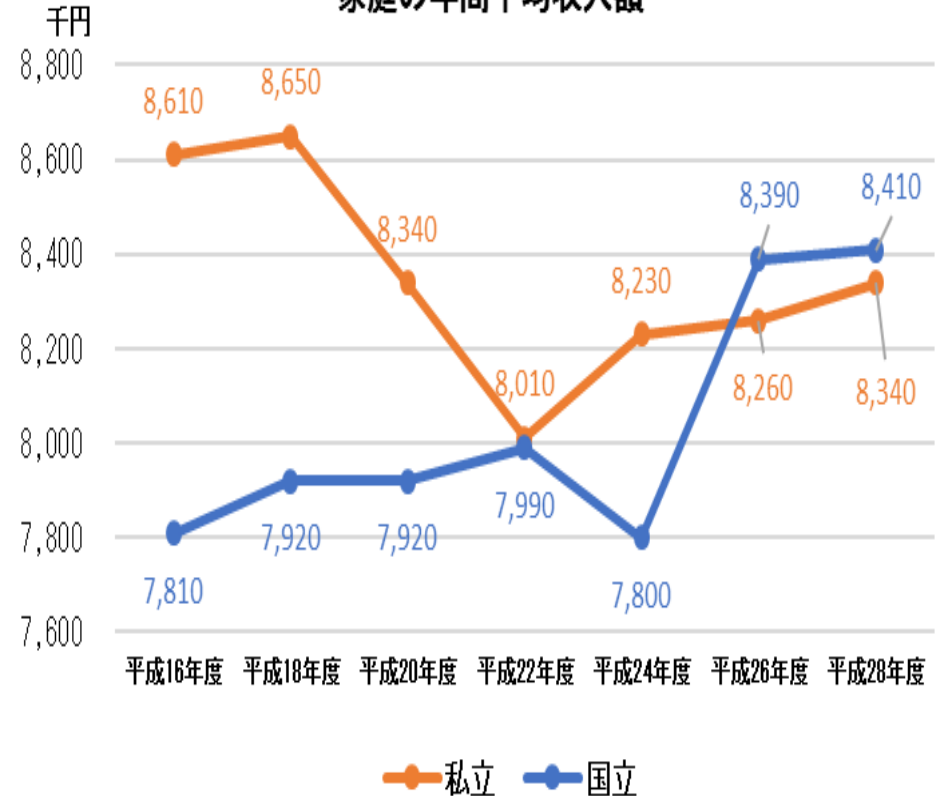
学生を取り巻く家計の現状

● 国立大学生の家庭の年間平均収入額(839万円)は、私大生のそれ(826万円)を上回っている。受験準備のための経費負担能力の差が反映しているものと推測される。

一世帯当たり所得金額



家庭の年間平均収入額



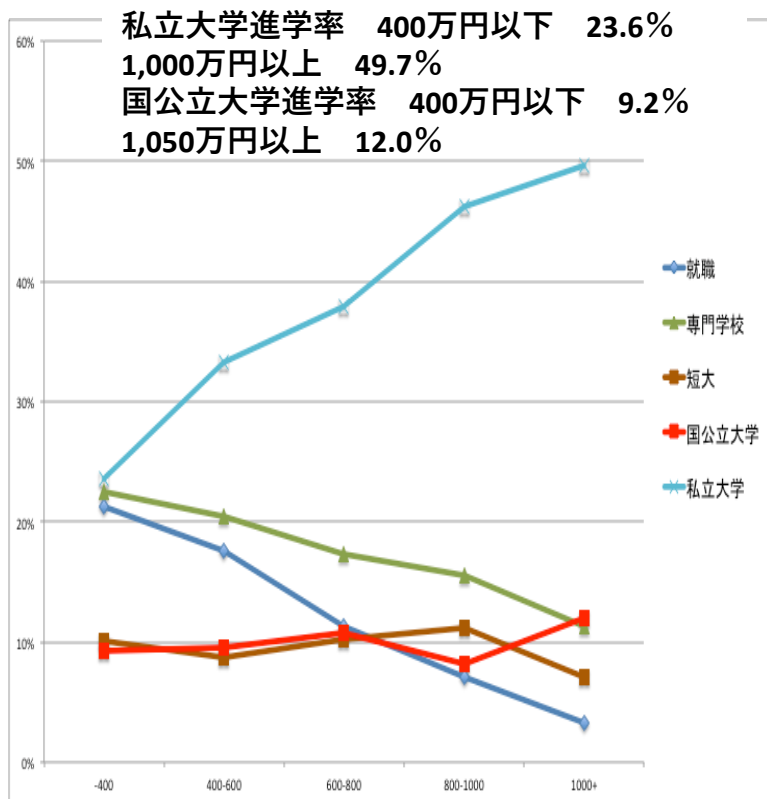
出典・参照：教育費負担の実態調査結果（日本政策金融公庫）
 国民生活基礎調査（厚生労働省）
 民間給与実態統計調査結果（国税庁） OECD

※「学生生活調査結果（日本学生支援機構）」に基づき、私大連事務局にて作成

所得階層別高卒者の進路比較(2006年と2012年)

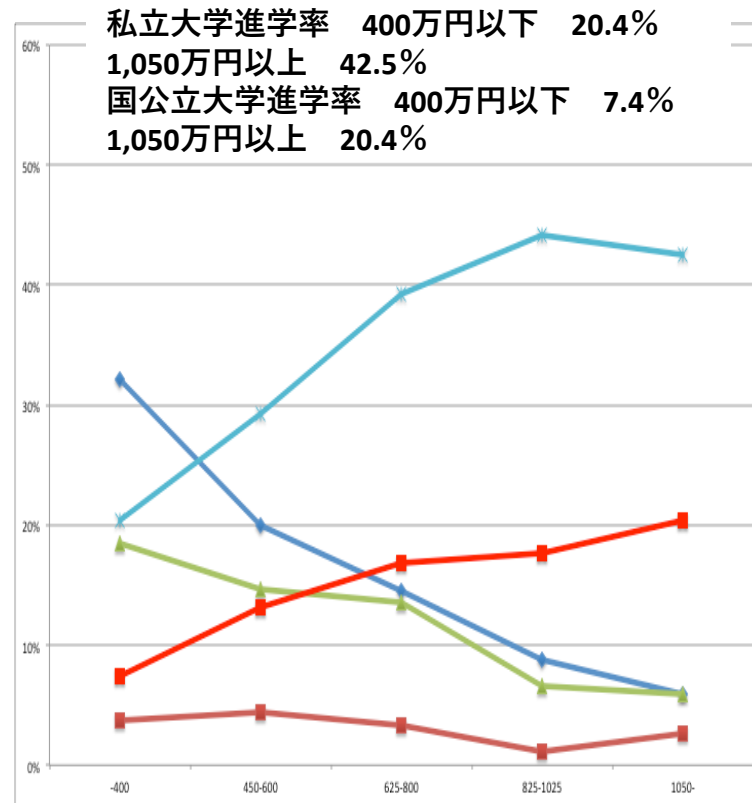
- 年収400万円以下の層の進学率は、国立大学より私立大学のほうが高い (20.4%) 。
- 年収1,000万円以上の層の進学率は、国公立大学が増加 (12.0%→20.4%) 。

私立大学進学率には大きな格差、国公立大学進学率の格差は拡大



CRUMP2006年調査

学術創成科研 (金子元久研究代表) 東京大学・大学経営・政策センター (CRUMP)、サンプル数は4,000

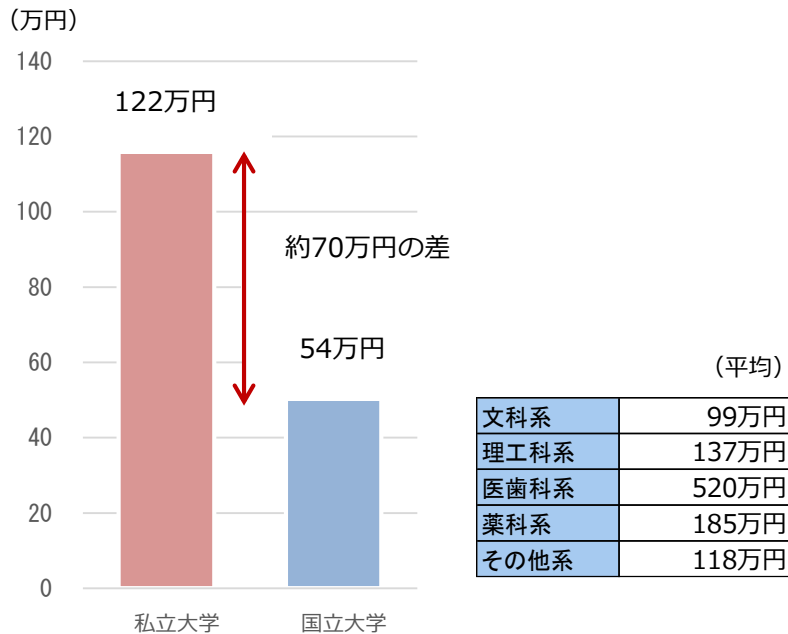


2012年高卒者保護者調査

文部科学省科学研究費基盤 (B) 「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」 (小林雅之研究代表)、サンプル数は、1,064

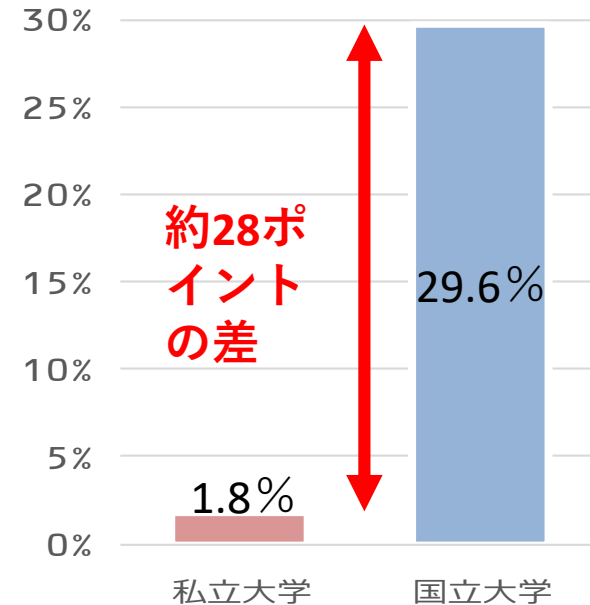
国私間格差の現状～教育費負担

私立大学と国立大学の授業料の差



出典：私立大学の授業料については、日本私立大学団体連合会「学生納付金等調査（平成28年度入学生）」より作成

授業料減免を受けている学生の割合（2014年）



出典：『平成28年度今日の私学財政（大学・短期大学編）』（平成27年度資金収支計算書）等をもとに作成

- 国費で維持されている国立大学と異なり、私立大学の「授業料」(約122万円)には、「施設設備費」(約20万円)や「実験・実習・体育費」「教育充実費」(約15万円)等が含まれる。
- 私立大学と国立大学の授業料の差額(約70万円)は、国が国立大学生にその差額相当分の給付奨学金を措置していることにほかならない。

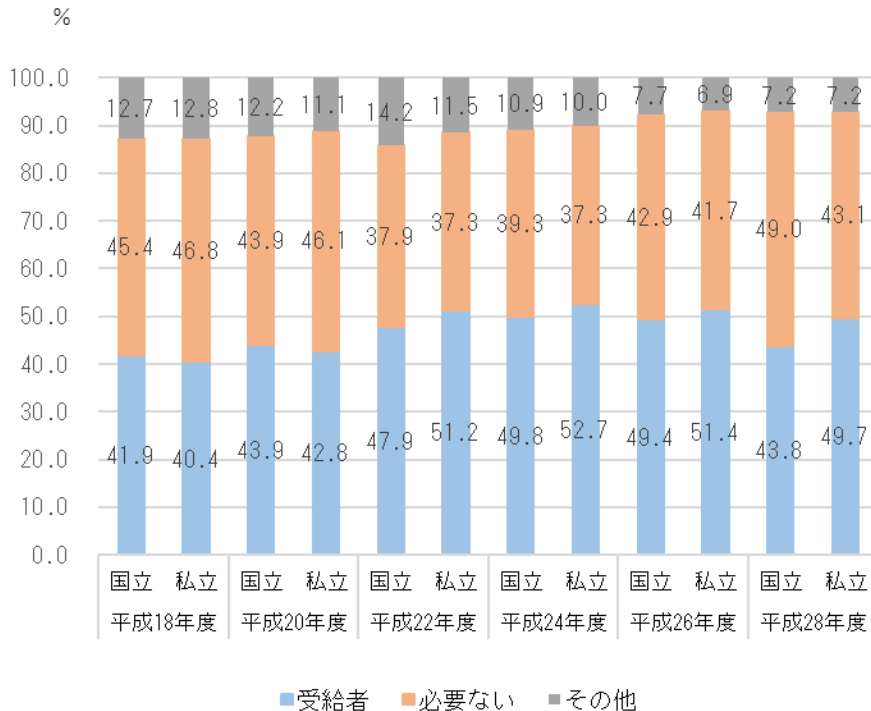
- 「授業料減免制度」においては、**私立大学**は学生数約210万人のうち約3.8万人(1.8%[平成26年度実績])、**国立大学**は学生総数約61万人のうち延べ人数で約18.1万人(29.6%[平成26年度実績])の学生が免除されている。
- **私立大学の授業料減免制度の予算額は、国立大学より少なく、支援対象となっている学生数は国立大学生より少ない。**

国私間格差の現状 ～奨学金、授業料減免の現状～

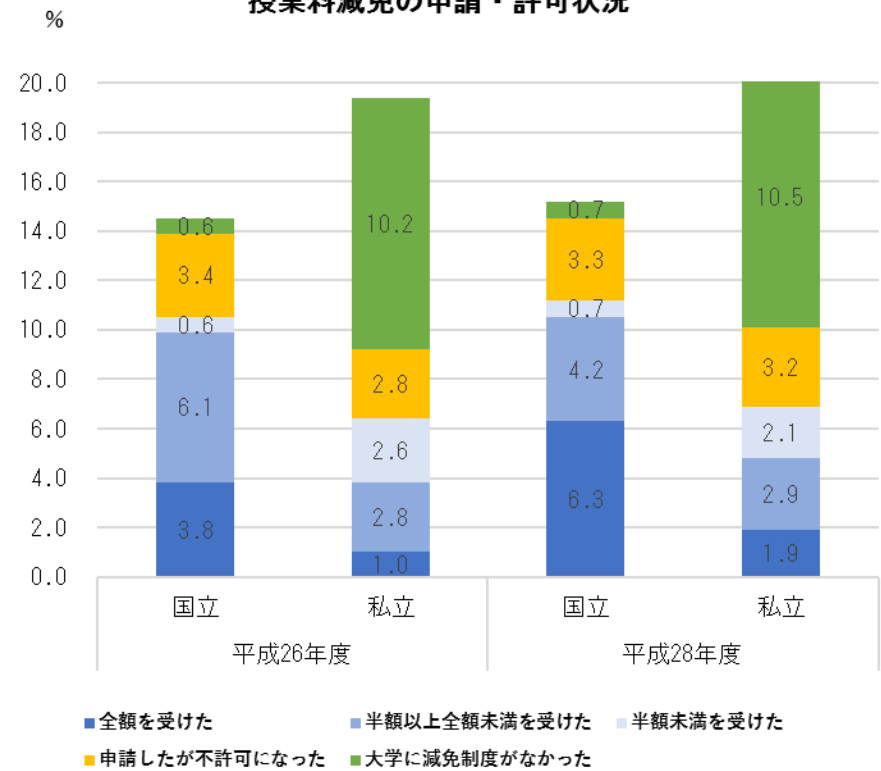
- 奨学金を必要としない学生の割合
- 授業料減免を全額受けた学生の割合
- 授業料減免を半額以上受けた学生の割合
- 授業料減免制度のない大学の学生の割合

- 私立大学生 < 国立大学生
- 私立大学生 < 国立大学生 (その差約3倍)
- 私立大学生 < 国立大学生 (その差約2倍)
- 私立大学生 > 国立大学生 (その差約15倍)

奨学金の希望及び受給状況



授業料減免の申請・許可状況



※「学生生活調査結果（日本学生支援機構）」に基づき、私大連事務局にて作成

※「学生生活調査結果（日本学生支援機構）」に基づき、私大連事務局にて作成

国私間格差の現状 ～奨学金の現状（平成22～26年度）～

各年度の貸与終了者に占める次年度末時点で延滞3月以上の者の比率：国・公・私立大学（学部）				
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1.8%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%
過去5年間の貸与終了者に占める各年度末時点で3月以上延滞している者の比率：国・公・私立大学（学部）				
			平成25年度末時点	平成26年度末時点
			1.7%	1.4%

	私立	国立	格差
【公財政支出】 平成26年度			
学生一人当たり公財政支出	17万円	218万円	12.8倍
【授業料減免】 平成26年度実績			
学生数（A）	209.5万人	61.3万人	
対象者人数（B）	3.8万人	18.1万人	
学生数（A）／対象者人数（B）	55.1人	3.4人	16.2倍
対象者人数（B）／学生数（A）	1.8%	29.6%	
【奨学金】 平成27年度実績			
学生数（D）	210.1万人	61.1万人	
<無利子>			
貸与人員（E）	25.4万人	11.6万人	
貸与金額（F）	1,694億円	772億円	
学生数（D）／貸与人員（E）	8.3人	5.2人	1.6倍
貸与人員（E）／学生数（D）	12.1%	19.0%	
貸与金額（F）／貸与人員（E）	66.6万円	66.3万円	1.0倍
貸与金額（F）／学生数（D）	8.1万円	12.6万円	1.6倍
<有利子>			
貸与人員（G）	52.2万人	8.8万人	—
貸与金額（H）	4,680億円	679億円	—
学生数（D）／貸与人員（G）	4.0人	6.9人	0.6倍
貸与人員（G）／学生数（D）	24.8%	14.4%	
貸与金額（H）／貸与人員（G）	89.6万円	76.9万円	0.9倍
貸与金額（H）／学生数（D）	22.3万円	11.1万円	0.5倍

※学生数には大学院を含む。

学生の修学支援等（国私間格差）の現状（平成27年度）

		私立大学	国立大学	私大+国大	国大/私大 (格差)
【学生一人当たり】					
受益額（経常的経費〔診療経費除く〕）		152万円	323万円	190万円	2.0倍
公財政 支出 投入額	経常費補助金、運営費交付金	15万円	197万円	56万円	13.1倍
	（授業料減免）※上記の外数	0.4万円	5.0万円	1万円	12.5倍
合計		16万円	202万円	57万円	12.6倍
家計負担【年間授業料納付額】		122万円	54万円	107万円	0.4倍
【総額】					
経常的経費（診療経費除く）		32,000億円	19,400億円	51,400億円	—
公財政 支出 投入額	経常費補助金、運営費交付金	3,215億円	11,824億円	15,039億円	—
	（授業料減免）※上記の外数	85億円	307億円	392億円	—
合計		3,300億円	12,131億円	15,431億円	—
家計【年間授業料納付額】		25,620億円	3,240億円	28,860億円	—
学生数（大学院等含む）		210万人	60万人	270万人	—
教員一人当たり学生数	本務教員	20人	9人	—	0.5倍
	兼務教員	15人	15人	—	1.0倍
	計	15人	8人	—	0.5倍
職員一人当たり学生数	本務職員	15人	8人	—	0.5倍
	本務職員（医療系除く）	33人	17人	—	0.5倍
教員（本務+兼務）一人当たり人件費		478万円	458万円	—	1.0倍
職員一人当たり人件費		339万円	230万円	—	0.7倍
学生一人当たり教員（本務+兼務）人件費		56万円	79万円	—	1.4倍
学生一人当たり職員人件費		23万円	29万円	—	1.3倍
家庭年間平均収入		826万円	839万円	—	1.0倍

※「経常的経費」は、日本私立学校振興・共済事業団及び国立大学協会公表資料による（会計基準が異なる）。

「公財政支出投入額」は平成27年度決算資料からの推計。各数値とも端数処理の関係から合計が一致しないことがある。

高等教育の無償化に関する課題

- 高等教育の無償化は国立大学と私立大学の格差を固定化する可能性があり、授業料の高い学部によっては**現行の授業料減免措置と比して改悪**となる。
- これまでの私立大学等経常費補助金による**“分厚い中間層”への支援の維持・拡充が不可欠**である。

現行の授業料減免制度

私学助成：177億円（2019年度予算案）
 対象：約9.6万人
 支援：給与所得者841万円以下、給与所得者355万円以下



【高等教育の無償化導入後】

例）A 大学理工学部の場合（授業料約160万円）

制 度	授業料減免	高等教育の無償化		
		0～270万円	～300万円	～380万円
年収要件	～841万円			
国からの支援額	80万円	70万円	47万円	23万円
大学の負担額	80万円	90万円	113万円	137万円

※高等教育の無償化が導入され、その対象範囲（年収380万円まで）の支援が**現行の授業料減免制度から除外された場合**、授業料の高い学部によっては、**国の支援が低くなり、大学の負担が増す**ことになる。

背景・課題

- 少子高齢化、産業構造の変化、グローバル化、Society5.0等新たな社会
- 高等教育への人的資本投資の有用性
- 私立大学への公財政支出の低位性
- 家計所得による大学進学率の格差の存在
- 人材投資の充実が不可欠
- 私立は10倍（国立は2倍）の投資効果
- OECD諸国で極めて低水準（学費が高額で学生支援体制が未整備）
- 家計負担依存からの脱却と大学進学の世界均等の施策が急務

解決すべき課題

納税者間の不平等の是正

- 教育支出の公私負担割合に係る公費負担の低位性
- 教育支出の公私負担割合に係る国私間格差
- 学生一人当たり公財政支出に係る国私間格差（13倍）

取り組むべき課題

家計負担依存からの脱却

- 私立大学に通う学生の家計負担割合の低減
- 公財政支出に係る不合理で不公平な国私間格差の是正の方策の具体化

提言（概要）

家計負担の軽減と納税者間の不平等（国私間格差）の是正を目指して

I 私立大学等経常費補助金等の大幅な拡充

- 消費税の一部を財源とし、経常的経費の2分の1補助（約1兆6,000億円）の実現によって、国私間の格差を是正する。

II 家計負担割合の低減＝学生修学支援の新たなスキーム（「高等教育機会均等拠出金」制度の創設）の構築

- 学費の2割を在学中に支払い、残り8割を卒業後、源泉徴収により社会に還元する。
- 経済状況を問わず、全学生を対象とする。
- 国私間における家計負担（授業料）を平準化する。
- 財源は財政投融資（財投債）を充当する。
- 学生支援機構の奨学金を縮小する。 ○ 経済的に厳しい学生には、別途、給付型奨学金を充実する。

「学生修学支援の新たなスキーム」の構築により 家計及び個人（学生本人）の負担はどのように変わるのか

Ver. A (現行の施設設備費等を含む授業料を参考に設置形態ごとに標準授業料を設定し、私立大学の経常的経費の2分の1を公財政支出により賄う場合) (単位：万円)

		授業料減免対象外学生一人当たり				授業料減免対象学生一人当たり			
		私立大学生		国立大学生		私立大学生		国立大学生	
		現行	スキーム構築後	現行	スキーム構築後	現行	スキーム構築後	現行	スキーム構築後
家計・個人負担	在学時（家計）	122	18	54	11	121	11	49	11
	卒業後（個人）	0	70	0	43	0	43	0	43
	合計	122	88	54	54	121	54	49	54
公財政支出	補助金	15	42	197	197	15	42	197	197
	授業料減免	0.4	34	5	0	0.4	34	5	0
	合計	16	76	202	197	16	76	202	197

※「授業料減免対象学生一人当たり」における「家計・個人負担」にかかる金額は、対象学生によって金額が異なることになることから、あくまでも一例。

Ver. B (設置形態を超えて全大学共通の標準授業料を設定し、学生一人当たりの公財政支出にかかる国私間格差を13倍から2倍に縮減する場合) (単位：万円)

		授業料減免対象外学生一人当たり				授業料減免対象学生一人当たり			
		私立大学生		国立大学生		私立大学生		国立大学生	
		現行	スキーム構築後	現行	スキーム構築後	現行	スキーム構築後	現行	スキーム構築後
家計・個人負担	在学時（家計）	122	19	54	19	121	19	49	19
	卒業後（個人）	0	78	0	78	0	53	0	78
	合計	122	97	54	97	121	72	49	97
公財政支出	補助金	15	55	197	160	15	55	197	160
	授業料減免	0.4	25	5	0	0.4	25	5	0
	合計	16	80	202	160	16	80	202	160

※「授業料減免対象学生一人当たり」における「家計・個人負担」にかかる金額は、対象学生によって金額が異なることになることから、あくまでも一例。

高等教育費にかかる問題点

1. 諸外国に比して、高等教育に対する公財政支出（税金投入）が極めて少ない
公財政支出が最高水準の国立大学 最低水準の私立大学
2. 高等教育費に係る家計負担率が極めて高い
公財政支出が最低水準の私立大学に学ぶ学生が圧倒的に多い
3. 学生一人当たり公財政支出について、1.3倍に上る国私間格差が生じている
【学 生 数】 私立 : 国立 = 7 : 2
【公財政支出】 私立 : 国立 = 1 : 13
4. 私立大学は政府に帰属する便益が大きく、国立大学は個人に帰属する便益が大きい
私立大学 財政的収益率 (9.6%) > 社会的収益率 (6.7%) > 私的収益率 (6.4%)
国立大学 私的収益率 (7.4%) > 社会的収益率 (6.0%) > 財政的収益率 (2.3%)

私立大学の現状 ※法人部門、附属病院及び研究所等を除く

1. 収入の大半が学生生徒等納付金（学納金×人数）である 約78%
2. 支出の過半が人件費（給与×教職員数）である 約53%
3. 教育研究の高度化、細分化により教育研究経費が増加している
4. 教育を営むための“装置産業”の一面を有する

ヒト（教職員）、モノ（施設・設備）を揃えたうえでの学生募集

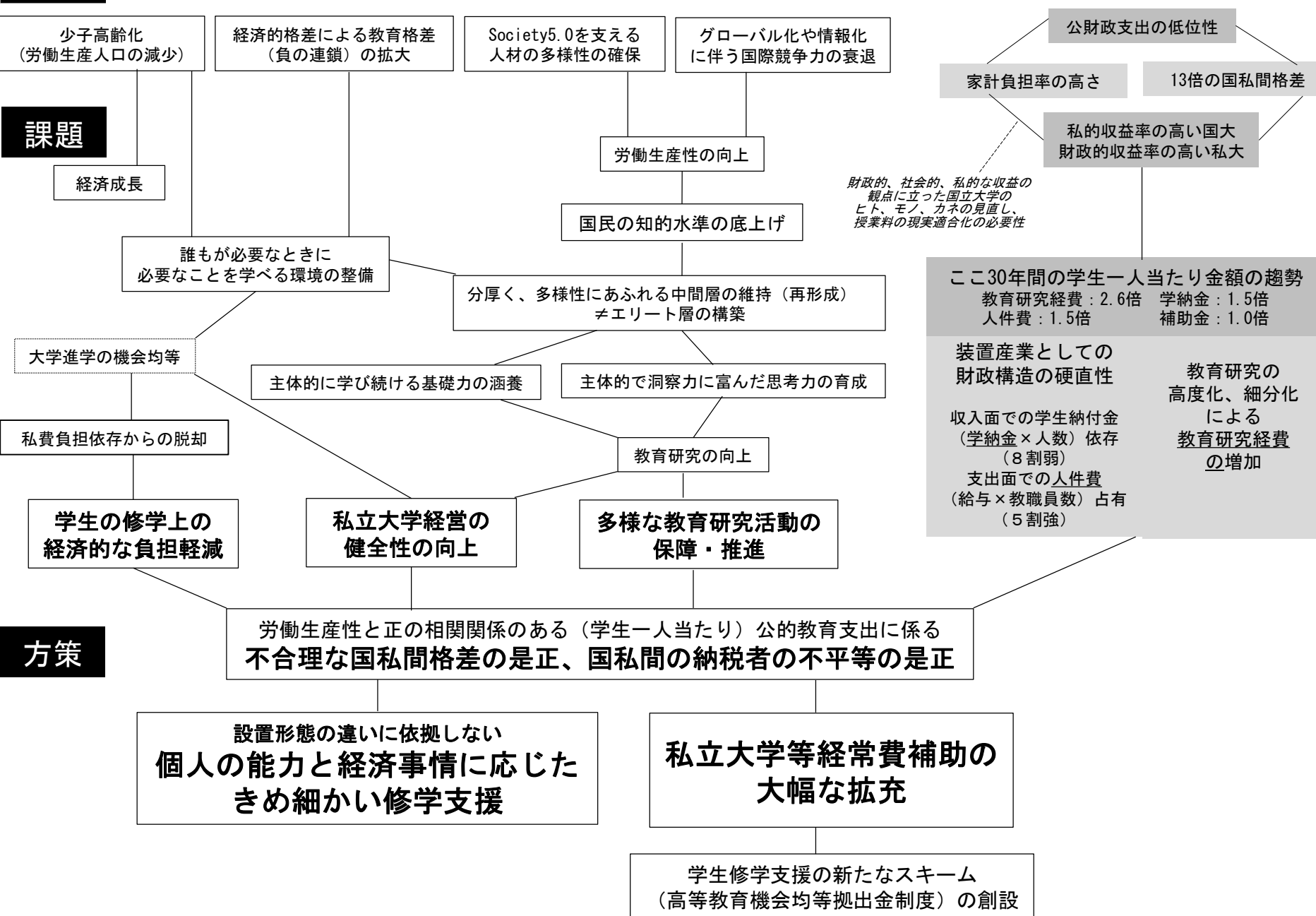
※ここ30年間の学生一人当たり金額の趨勢

教育研究経費 2.6倍 学納金 1.5倍 人件費 1.5倍 補助金 1.0倍

問題

課題

方策



私大連「高等教育政策に対する私大連の見解(平成30年9月)」

私立大学はこれまでも、自由な発想に基づく多様な教育研究のダイナミズムによって、わが国の発展に貢献してきた。その活動の礎は、私立学校法第1条が「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と明記し、私立大学の「特性」と「自主性」の尊重とともに、国による規制の制限を法的に保障しているところにある。

このたびの「高等教育の無償化」は、少子化と格差が広がるわが国において、人々の能力と社会の質を向上させる極めて重要な政策であり、この意義ある取組は、今後、教育本来の目的を最大限に活かす形で着実に進めていく必要がある。

そのような中、他方で、私立大学の「特性」と「自主性」を損なうことになりかねない高等教育政策が相次ぎ提示されている。例えば、高等教育の無償化の意義は大きいものの、国私間における公財政支出や学生納付金の格差を是正しないままに、これを実施すれば、低所得者について、国立大学生は無償であるのに対し、私立大学生には年間50万円から450万円の授業料負担を強いることとなり、国私間格差がさらに拡大することになりかねない。また、実務家教員や外部理事の割合による支援対象校の要件は、当該政策の本来の目的に関わりない基準の導入であり、自主・自律性に基づく私学の理念を深刻に脅かすものにしてはならない。

国公私を問わずすべての大学は、教育研究の質を向上させるために自主的な努力を重ねると同時に、アカデミアで構成される独立した認証評価機関のピアレビューによって評価を受け、これを大学運営改善の指針としている。とりわけ私立大学においては、自主性を重んじつつ公共性を高めるという私立学校法を遵守しつつ、自主的に学問研究と教育の質を向上させるべく、客観的な認証評価制度を維持・発展させてきたのであり、国が別の基準をもって直接に適格認定を行うことが、この誇るべき伝統を根底から覆しかねないことを強く懸念する。

さらに、先般、学問の自由や教育を受ける権利に対する重大な制約となり得る「東京23区における定員抑制」が立法措置をもって決定された。また、教育改革として「人材育成の3つの観点(世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材)」により、大学の持つ各機能を集約し、特色を明確化することが提起され、教育改革や組織運営の指標として、産業界との連携を強化するために、実務家教員や外部理事の登用などが要請されている。

このような高等教育政策は、私立大学の自主的な改革の進展を軽視し、明確な長期的ビジョンがないまま、経済政策に引きずられる形で断片的に策定されており、その結果、相互の整合性を欠くものになっていると言わざるを得ない。また、これまでは補助金の配分基準等を通じた間接的な政策誘導を中心としていたものが、より強制的な色彩を強めつつあり、場合によっては立法措置をもって私立大学の教育研究活動のあり方を直接に規律するという事態に至っている。このように、一律の基準や強制力を伴った施策によって大学のあり方を直接規定していこうとする姿勢が、私立大学の建学の精神に基づく自主的な再編や改革の可能性を制約し、多様な教育研究を画一化し弱体化していくものと危惧される。

そこで、私立大学の多様性と活気を保ち、教育研究の質を向上させるために、文部科学省に対し、以下について早急な対応を求めたい。

1. いかなる学生を育てるかを目標として定め、その目的に沿ったカリキュラムや教員を構成することは、各私立大学がその特性を発揮する要である。それぞれの規模と立地と学部構成に応じて、私立大学はその特性を伸ばしてきた。したがって、国は、私立大学を人材育成の種類によって外から分類するのではなく、各大学が自ら選択した特性と目標に沿って尽力しているかどうかを判断する仕組みを高等教育政策として提案すべきである。
2. これからは多様な能力の組み合わせによる社会の進展が必須であり、高等教育の無償化は、多様な個々の学生に対する支援であってこそ、未来に意味を持つこととなる。
まずは、国立大学生と私立大学生との間の異常に大きな公財政支出の格差と学生納付金の格差是正を検討すべきであり、授業料減免や給付型奨学金への配分は、大学の設置形態にかかわらず、個人を支援する「個人補助」として、しっかり位置づけるべきである。
3. 東京23区に設置する私立大学が、新たな分野の教育研究を発展するために「スクラップ&ビルド」を進めることは、全国の大学にその先進的な改革を示す上でも極めて重要である。思い切った再編と改革が可能となるよう、東京23区の定員規制について柔軟な対応をすべきである。また、第三者機関の設置により、収容定員の増加を伴う学部・学科の新増設の必要性和理性を判断した上でこれを認める、などの特例措置を設けるべきである。
4. 私立大学のガバナンスは、公平性、透明性、公正さ、改革のスピードが重要であることは論じるまでもない。しかしながら、各大学それぞれの歴史に基づいた方法があり、それを無視して型にはめることは、かえって混乱をもたらすことになる。ガバナンス・コードの導入を行ったとしても、Comply(遵守)だけでなく、Explain(説明)によって柔軟に公平性、透明性、公正さを実現できるような仕組みにしておくべきである。